

令和 年 月 日

保護者 様

さいたま市立本太中学校
校長 木寺 恒

学校感染症治癒報告書の提出について

学校保健安全法施行規則により、学校感染症には出席停止の期間が定められています。これは、本人の療養と学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒が登校できない期間です。
※出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。

医療機関にて学校感染症と診断された場合

- 医療機関へ受診後、担任まで連絡をお願いします。
- 医師の指示に従い、自宅で療養をしてください。
- 登校許可が出ましたら、右記の治癒報告書に必要な事項を記入のうえ、担任まで御提出ください。登校許可は、保護者の方の判断ではなく必ず医師の診断や保健所の指示に従ってください。

※医師に指示された出席停止期間などを保護者が記入願います。

学校感染症と出席停止の期間

| | | |
|----------|-----------------------------------|---|
| 1種 | エボラ出血熱など | 治癒するまで |
| 2種 | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで |
| | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹 | 解熱した後、3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発しんが消失するまで |
| | 水痘 | すべての発しんが痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退後、2日を経過するまで |
| | 結核 | 感染のおそれなくなるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 感染のおそれなくなるまで | |
| 3種 | 流行性角結膜炎、その他の感染症（感染性胃腸炎、溶連菌感染症等）など | 感染のおそれなくなるまで |

さいたま市立本太中学校長 様

学校感染症 治癒報告書

※保護者の方が御記入ください。記入できない欄については空欄で結構です。

| 年 組 番 氏 名 | |
|-------------------|-----------------|
| 病 名 | |
| 発 症 | 令和 年 月 日 () |
| 診 断 日 | 令和 年 月 日 () |
| 治 癒 日 | 令和 年 月 日 () |
| 出席停止期間 (早退を含む) | 月 日() ~ 月 日() |
| 受診医療機関名 (医師名) | () |

上記のとおり報告します

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

担任サイン